

## 在留邦人の皆様へ パスポート（旅券）に関する大切なお知らせ

### 【ポイント】

- 令和5年（2023年）3月27日以降、外務省はパスポートの発給申請手続きの一部をオンライン化します。
- お手持ちのスマートフォンから、オンライン在留届（ORR ネット）への登録情報を利用したオンライン申請を行っていただければ、当館に来訪していただく必要はございませんので、是非ご活用ください。
- なお、パスポートを受け取るためには、引き続き当館へ来訪していただく必要があります。
- また、令和5年（2023年）3月27日以降、今般の旅券法改正に伴い、以下本文3の申請手続きが変更となりますので、ご注意ください。

### 【本文】

#### 1 オンライン申請がスタートします

- (1) 令和5年（2023年）3月27日から、外務省はパスポートの発給申請手続きをオンライン化します。
- (2) オンライン申請の場合、
  - ・新規申請の場合は、これまで通り戸籍謄本の原本提出が必要になりますので、オンライン申請と並行して同原本を当館窓口で提出（代理人でも可）、又は郵送等で提出してください。ただし、郵送等で提出する場合、当館では紛失の責任は負えませんのでご注意ください。
  - ・切替申請（有効期限満了まで一年未満で、氏名や本籍地に変更のない場合）の場合は、戸籍謄本提出の省略が認められるので、申請時に当館の窓口へ出向く必要はありません。
  - ・氏名や本籍地に変更が生じた場合のパスポート申請は、上記新規申請に準じた手続きとなります。
  - ・パスポートの受け取りは、全ての場合において今まで同様当館窓口となります。新しいパスポートを受け取る際は、必ず現在お持ちのパスポートを持参ください。
- (3) 在留邦人の皆様は、オンライン在留届（ORR ネット）へ登録した上で、在留邦人用旅券申請スマホアプリを通じてオンライン申請が可能となります。オンライン在留届については以下2をご参照ください。
- (4) オンライン申請は、アプリの画面上の案内にしたがって実施いただきますが、手続きの方法については以下のパンフレットにてご確認ください。

- ・電子申請利用案内パンフレット【※簡単なご案内のみ】（A4表裏、PDF形式）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100469298.pdf>

- ・電子申請利用案内ポスター

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100469297.pdf>

## 2 オンライン在留届について

(1) オンラインでの旅券申請を利用できるのは、「インターネットによる在留届電子届出システム (ORR システム)」を利用して在留届を電子届出した方のみとなります。

在留届の詳細は以下の URL よりご確認ください。

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji\\_zairyutodoke.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_zairyutodoke.html)

(2) 既に従来の書面方式により「在留届」を提出済みの方は、提出済みの情報を ORR ネット化 (電子届出化) し、本システムをご利用いただけます。

### 【ORR ネット化の方法】

「インターネットによる在留届電子届出システム (ORR システム)」により在留届を新規に届出し、その旨を当館までご連絡ください。当館にて既存の「在留届」が ORR ネット化されたことを確認いたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

## 3 申請手続きが変わります

・旅券法令改正案内ポスター

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100469305.pdf>

(1) 戸籍謄本のご用意を！

新しくパスポートを申請する場合や、旅券面の記載事項に変更がある場合は、戸籍謄本をご用意ください。戸籍抄本では受付できません。【注意：有効期間内の切替更新の場合、戸籍謄本の提出は原則不要です】

(2) 査証欄が少なくなったらパスポートの申請を！

パスポートの査証欄 (ビザページ) を追加する増補制度が廃止になります。余白がなくなったら、新たなパスポートを申請してください。

(3) 6か月以内に受け取りを！

新しいパスポートが発行され、6か月以内にお受け取りがない場合、パスポートは失効します。失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料となります。(※令和5年3月27日以降に申請したパスポートが6か月以内に受け取られず失効した場合に適用されます)

(4) 申請書の変更

令和5年(2023年)3月27日から、パスポート発給等のための申請書の様式が変更されます。同日以降、古い様式の申請書は使用できません。

・ご自宅等で印刷可能なダウンロード申請書は以下リンク先から

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html#apl0327>

なお、オンライン申請の場合には、申請書の様式変更は関係ありません。

在オークランド日本国総領事館

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

TEL 64-9-303-4106

FAX 64-9-377-7784

<領事窓口>月曜日から金曜日（祝祭日は除く） 9:00-12:00、13:00-15:30